

## 平成24年度の改革効果のおもな内容

おもな  
改革効果です



### I. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

◆行政評価による事務事業の見直し	19,490千円
◆補助金の見直し	6,174千円
◆負担金の見直し	5,377千円
◆委託料の見直し	6,023千円

### II. 職員・給与の適正化、組織改革

◆職員定数管理の適正化	18,688千円
◆各種手当の見直し	25,835千円
◆アウトソーシングの推進	9,383千円

### III. 公の施設の見直し

◆指定管理者制度の推進	2,749千円
◆維持管理経費の見直し(市庁舎他)	12,456千円

### IV. 公営企業・外郭団体等の見直し

◆開発公社の見直し	3,000千円
◆土地開発公社の見直し	20,196千円

### V. 歳入増加策

◆市税収納率の向上	2,480千円
◆受益者負担の適正化	39,240千円
◆市有財産の有効活用	1,677千円
◆新たな財源の確保	300千円

掲載している取り組み内容につきましては、今後も「町から町へ」などでお知らせします。

このページの詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。行政改革推進課（☎内線465）にお問い合わせください。

## 風しんワクチンの接種費用の助成が始まりました

これまでにない風しんの大流行により、県内でも風しんが流行しています。妊娠初期の人が風しんにかかると、赤ちゃんが先天性風しん症候群になる危険性もあることから、風しんワクチンの接種をお勧めしています。

本市では風しんワクチンの予防接種を受けられた下記対象者に、その費用の一部を助成します。

#### 1. 助成対象者

天理市に居住する人で、以下のいずれかに該当する人（接種時点）。

- ①平成7年4月1日以前に生まれた人で、妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦の夫
- ③妊婦の同居家族

☆原則、住民基本台帳で確認します。

☆ただし、すでに風しんワクチン接種を2回接種している人、及び風しんにかかった人は除く。

#### 2. 実施時期

平成26年3月31日まで

#### 3. 費用助成

1人1回で、MR（麻しん・風しん）予防接種は、6,000円を上限として、風しん単独の予防接種は、4,000円を上限として助成します（費用助成は平成25年4月1日まで遡って助成します）。

ただし、生活保護世帯の人は全額費用を助成します。

#### 4. 助成方法（償還払い）及び必要なもの

接種したことで、接種費用がわかる医療機関の領収書もしくは、医療機関の証明書を添付して、健康推進課に費用請求をしてください。

生活保護の人は支給票を、妊婦の夫、または妊婦の同居家族の人は母子手帳を持参してください。

☆接種前には助成できません。

◆問い合わせ 健康推進課（☎内線777）へ